

2020年5月28日  
株式会社 電通アドギア

## 新型コロナウイルスを巡る緊急事態宣言の全面解除に伴う弊社の対応について

既報の通り、5月25日、政府から「緊急事態宣言の全面解除」が発表されました。  
これを踏まえ、電通国内グループ各社（株式会社電通グループの直接出資子会社）に勤務する従業員について、下記の通りの業務体制とさせて頂くことをご報告いたします。

弊社は、これまでと同様、全従業員による健康管理と安全に業務を行うためのレギュレーション順守を十全に行い、ご提供する業務の品質を落とすことなく対応してまいり所存です。

引き続き何卒ご理解とご協力を賜りたくお願い申し上げます。

### 記

- 電通国内グループ各社の東京・神奈川・千葉・埼玉・大阪・兵庫・京都・北海道および愛知の9都道府県所在のオフィスに勤務する従業員は、5月31日（日）までは、現状通り、「在宅勤務を基本とした業務体制」を継続いたします。
- 6月1日（月）以降は、各社の全オフィスについて、「リモートワークを基本とした業務体制」に移行いたします。
  - ・ 「弊社オフィスでの勤務（ただし当面は一日当たりの出社人数を2割未満に維持、6月17日（水）以降は5割未満に維持）」を可とする業務体制といたします。
  - ・ 「弊社オフィスへの入館制限」は、当面の間、継続させて頂きます。
  - ・ 「お打ち合わせ」等は、引き続きオンライン会議を前提とさせて頂きますが、ご要請により貴社を訪問する際は、貴社のレギュレーションを確認し、ご同意を頂戴したうえで伺いするようにいたします。
  - ・ 「広告制作およびイベント実施制作等」については、各自治体の措置および広告関連団体のガイドライン等に基づき、関係者の安全確保を念頭に対応させて頂きます。
- なお、本日現在まで、弊社の貴社担当者については、新型コロナウイルスの感染者および濃厚接触者は確認されておりません。また、各社の全オフィスは、すべて安全な状態が保たれております。

以上